

徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部

法制監察課

定期第891号 令和7年11月21日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

【告示】			
番号	表	題	担当課名
5 8 3	令和7年11月徳島県議会定 る件	:例会を招集す	財政課
5 8 4	瀬戸内海環境保全特別措置法く特定施設の設置の許可の申		環境管理課
5 8 5	生活保護法の規定による医療 た件	機関を指定し	地域共生推進課
5 8 6	生活保護法の規定による指定 名称の変更について届出があ		同
5 8 7	生活保護法の規定による指定 所在地の変更について届出が		同
5 8 8	生活保護法の規定による指定 廃止について届出があった件		同
5 8 9	生活保護法の規定による指定 休止について届出があった件		同
5 9 0	生活保護法の規定による指定 指定に係る事業所の所在地の 届出があった件		同
5 9 1	生活保護法の規定による施術 た件	i機関を指定し	同
5 9 2	歳入の収納の事務を私人に委	託した件	農林水産政策課

【告示】		
番号	表	担当課名
5 9 3	漁船損害等補償法の規定による同意を求め	漁業管理調整課
	るための事前届出があった件	
	5 /C /5 /5 /4 /1////////////////////////////	
5 9 4	土地改良区の役員の退任及び就任について	農山海村塩剛锂
	エ地域ではのできるとは次りができます。 届出があった件	展山洲门城央林
	油山がめりた件	
5 0 5		
5 9 5	土地改良区の定款の変更を認可した件	同
5 9 6	解除予定保安林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課
5 9 7	道路の供用を開始する件	高規格道路課
【選挙管理委	員会告示】	
番号	表	担当課名
9 7	地方自治法の規定による条例の制定又は改	
	廃の請求及び監査の請求をする場合の県議	
	会議員及び知事の選挙権を有する者の50	
	分の1の数を告示する件	
9 8	地方自治法の規定による県議会の解散の請	
	求、知事の解職の請求及び主要公務員の解	
	職の請求をする場合の県議会議員及び知事	
	の選挙権を有する者の総数のうち40万を	
	超える数に6分の1を乗じて得た数と40	
	万に3分の1を乗じて得た数とを合算して	
	行にすがの「を来りて特に数こを日昇して 得た数を告示する件	
	付に致を日かりる日	
9 9	地大中海计の担守によるほど会議員の紹煕	
9 9	地方自治法の規定による県議会議員の解職の基本をよる場合の原志と共産における。	
	の請求をする場合の阿南選挙区における県	
	議会議員の選挙権を有する者の3分の1の	
	数を告示する件	
4.0.0		
1 0 0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	
	の規定による県教育委員会の教育長又は委	
	員の解職の請求をする場合の知事の選挙権	
	を有する者の総数のうち40万を超える数	
	に6分の1を乗じて得た数と40万に3分	
	の1を乗じて得た数とを合算して得た数を	
	告示する件	
Ĭ		

【公安委員会規則】

番号 表 題 担当課名

1 1 徳島県公安委員会等に係る行政手続等にお ける情報通信の技術の利用に関する規則等 の一部を改正する規則

【警察本部告示】

番 号 表 担当課名

1 徳島県公安委員会等に係る行政手続等にお ける情報通信の技術の利用に関する規則の 施行に関する規程の一部を改正する告示

令和七年十一月二十一日令和七年十一月徳島県議会定例会を次のとおり招集する。徳島県告示第五百八十三号

徳島県知事 後藤田

正

純

場 期 所 日 徳島市 徳島県庁 令和七年十一月二十八日

徳島県告示第五百八十四号

とおり告示する。 く特定施設の設置の許可の申請があったので、 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づ 同条第四項の規定により、 その概要を次の

事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 なお、 この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく

令和七年十一月二十一日

徳島県知事 後 田 正 純

申請の概要

申請者

阿波製紙株式会社

所 徳島市南矢三町三丁目一〇番一八号

代表者 取締役社長 三木康弘

2 工場又は事業場

阿波製紙株式会社 新小松島工場

所 在 地 称 小松島市豊浦町一 二七

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十三号チに

規定する抄紙施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、 関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、

徳島県生活環境部環境管理課ホ— ムペー ジにお L١ て公表する。

縦覧の期間及び場所

令和七年十一月二十一日から

令和七年十二月十二日まで

2

徳島県生活環境部環境管理課及び小松島市市民環境課

令和七年十一月二十一日て次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療機関とし徳島県告示第五百八十五号

徳島県知事 後 藤 田 正

純

山下内科・呼吸器内科	フジカワ調剤薬局	フジカワ薬局上中屋店	ックいろはデンタルクリニ	永尾醫院	ク すずえこどもクリニッ	名称
四同一四九	一 九三	二 五 三好郡東みよし町昼間一四九	示五二 六	六六 二 美馬郡つるぎ町貞光字大須賀	徳島市八万町弐丈九七 二	所在地
山下 潤	藤川真吾	井川博愛	北野妙	永尾仁	鈴 江 真 史	開設者
四日	同	同	同	同	月一日 年十一	指定年月日

関の名称の変更について、次のとおり届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機徳島県告示第五百八十六号

令和七年十一月二十一日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

同	回	マー階 大和町二丁目	薬局やまと店	局をおと調剤薬
同	回	目一 三 田町四丁	薬局中島田店	田店門田薬局中島
同	回	三 一七 一七	薬局住吉店	店門田薬局住吉
同	回	一 三 三 同 八万町大野九	薬局大野店	店門田薬局大野
令和七年十月	株式会社ユニスマ	三三徳島市昭和町四丁目	昭和町店工スマイル	薬局
変更年月日	開設	所 在 地	新	Ш
	ζ		称	名

令和七年十一月二十一日関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機徳島県告示第五百八十七号

徳島県知事 後 藤 田 正

純

大神子訪問看護ス	各	
一 二 德島市大原町余慶七	ΙΒ	所
里八五 二 小松島市田浦町字近	新	地
人すだち会	記	Ţ.
令和七年四月	愛 夏年 月	

令和七年十一月二十一日関の廃止について、次のとおり届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機徳島県告示第五百八十八号

徳島県知事 後 藤 田 正 純

アップル調剤薬局鯛浜店	名称
六板野郡北島町鯛浜字原四六	所 在 地
株式会社アップル	開設者
五日	廃止年月日

関の休止について、次のとおり届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機徳島県告示第五百八十九号

令和七年十一月二十一日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

院松本歯科小児矯正歯科医	阿部整形外科	名称
五 一	日 二部分下角部舗斗三隻品	所 在 地
医療法人白美会	外科医療法人阿部整形	開設者
令和七年七月	9和四年十一	休止年月日

令和七年十一月二十一日関の指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機徳島県告示第五百九十号

徳島県知事 後 藤 田 正

純

令和七年四月一日	介護予防訪問看護訪問看護	里八五 二 小松島市田浦町字近	一 二 徳島市大原町余慶七	大神子訪問看護ス	一 五	人すだち会
玄 夏 年 F	事 第 の 和 数	新	Ш	事業所の名称	所 在 地	名
	事業の重真	業所の所在地	指定に係る事業所の所在	指定に係る	主たる事務所の	

令和七年十一月二十一日関として、次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、施術機徳島県告示第五百九十一号

徳島県知事 後 藤 田 正

純

藤川雅之	施術者の氏名
ECO鍼灸整骨院	施術所の名称
徳島市北山町岩崎三 八	施術所の所在地
八日 令和七年十月	指定年月日

徳島県告示第五百九十二号

法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、令和七年四月の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項 一日次のとおり私人に歳入の収納の事務を委託した。

令和七年十一月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

委託した事務	委託した私人
德島県沿岸漁業改善資金	北灘漁業協同組合 北泊漁業協同組合 堂浦漁業協同組合 鳴門
貸付規則(昭和五十四年	町漁業協同組合 新鳴門漁業協同組合 里浦漁業協同組合 長原
徳島県規則第八十四号)	漁業協同組合 川内漁業協同組合 徳島市漁業協同組合 渭東漁
第一条に規定する沿岸漁	業協同組合 徳島市辰巳漁業協同組合 小松島漁業協同組合 和
業改善資金に係る償還金	田島漁業協同組合 阿南中央漁業協同組合 福村漁業協同組合
の収納の事務	中林漁業協同組合 橘町漁業協同組合 椿泊漁業協同組合 阿南
	漁業協同組合 伊島漁業協同組合 伊座利漁業協同組合 阿部漁
	業協同組合 由岐漁業協同組合 木岐漁業協同組合 日和佐町漁
	業協同組合 牟岐東漁業協同組合 牟岐町漁業協同組合 鞆浦漁
	業協同組合 宍喰漁業協同組合 徳島県信用漁業協同組合連合会

徳島県告示第五百九十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定によ 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、 次の一のとおり公示し、 届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。) 第百十二条第一

令和七年十一月二十一日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

西由岐加入区)

届出事項

発起人の住所及び氏名

海部郡美波町西由岐字東九 津田

加入区

同

2

寺口 英治

3

西由岐加入区

法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

由岐漁業協同組合

指定漁船調書の縦覧

縦覧期間

令和七年十一月二十一日から同年十二月五日まで

2 縦覧場所

海部郡美波町港町字西二九番地

由岐漁業協同組合

東由岐加入区)

届出事項

発起人の住所及び氏名

海部郡美波町東由岐字大池一 四六 由岐中

五〇 川西 幸作

2 加入区

同

東由岐加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

由岐漁業協同組合

指定漁船調書の縦覧

縦覧期間

令和七年十一月二十一日から同年十二月五日まで

2 縦覧場所

海部郡美波町港町字西二九番地

由岐漁業協同組合

とおり公告する。 改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十八項の規定に基づき、土地徳島県告示第五百九十四号 同条第十九項の規定により次の

令和七年十一月二十一日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

土地改良区の名称

北井上西部土地改良区

退任役員及び就任役員

同	同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役員名
		鎌田耕	大寺健	祖父江義							真貝	瀬部芳	齋藤光	眞 貝 信	上田正	有井幸	長尾博	前川	阿部伸	佐藤	佐野和	中村	榎本和	赤川	退任役員氏
		_	治	訓							理	弘	江	子	博	男	史	久	洋	清	人	淳	仁	勉	氏 名
佐	有	鎌			中	東	岡	祖父江	福	佐	真						長	前	冏	佐			榎	赤	就任
野	井	田			村	條	本		田	野	貝						尾	Ш	部	藤			本	Ш	就任役員氏名
尚	幸	耕				富		義		哲							博		伸				和		貝氏
文	男				聡	子	優	訓	茂	也	理						史	久	洋	清			仁	勉	名
同 佐野塚字野神元六二 一	同 字東傍示六四 一	同 字西傍示一五四	同 西黒田字東傍示八五	徳島市国府町佐野塚字小塚原一四 一	名西郡石井町藍畑字第十 一三四 一	同東黒田字高岸四六	同 西黒田字西傍示一一一	同 佐野塚字小塚原一四 一	徳島市国府町西黒田字東傍示一〇八 二	名西郡石井町藍畑字第十 一〇三 一	徳島市国府町佐野塚字新田九 一	名西郡石井町藍畑字第十 九五 一	同 字東傍示一三二 一	徳島市国府町西黒田字西傍示八五 一	名西郡石井町藍畑字高畑一六七七	同 西黒田字東傍示六四 一	同 字西沢七一	同 字寺地二二	同 字橋本四八 二	同 芝原字観音堂八 一	徳島市国府町佐野塚字野神元五九 一	名西郡石井町藍畑字第十 六六	同西黒田字西傍示二〇〇	徳島市国府町芝原字橋本一五	住

良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、徳島県告示第五百九十五号 土地改

令和七年十一月二十一日

徳島県告示第五百九十六号

保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、 を次のように告示する。 農林水産大臣から森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定による 同法第三十条の規定により、 その内容

令和七年十一月二十一日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

三好市池田町西山山上志垣六一の二、解除に係る保安林の所在場所 六七の二

- 保安林として指定された目的
- 解除の理由 土砂の流出の防備

 \equiv

指定理由の消滅

徳島県告示第五百九十七号

用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供

ら二週間一般の縦覧に供する。 その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年十一月二十一日か

令和七年十一月二十一日

徳島県知事

争 後藤田 正 純

道路の種類 県道

172	番整号理
場 羽ノ浦停車	路線名
六四番三地先から内六四番二地先から	区間
三六六	(メートル) 長
令和七年十一月二十一日	供用開始の期日

徳島県選挙管理委員会告示第九十七号

員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項の規定による条例の制定

令和七年十一月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一一、八九七人

徳島県選挙管理委員会告示第九十八号

項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有す散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一 て得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。 る者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項の規定による県議会の解

令和七年十一月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一六五、八〇六人

徳島県選挙管理委員会告示第九十九号

数は、 解職の請求をする場合の阿南選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による県議会議員の 次のとおりである。

令和七年十一月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

冏	選
南	· 学 区 名
一九、二〇五人	数

徳島県選挙管理委員会告示第百号

を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一 を乗じて得た数とを合算して得た数は、 一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第 次のとおりである。

令和七年十一月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一六五、八〇六人

徳島県公安委員会規則第11号

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則等の 一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年11月21日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝 徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則等の一部を改正する規則

(徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の 一部改正)

第1条 徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和2年徳島県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「国家公安委員会規則」という。」を削る。

第2条第2項第1号中「(以下「公安委員会」という。)」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に 規定する電子署名

イ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

第3条の見出し中「手続等」を「申請等及び処分通知等」に改め、同条中「手続等は ,別表のとおり」を「申請等及び処分通知等は、インターネットの利用その他の方法に より随時公表するもの」に改める。

第4条第1項中「をいう」の次に「。次条において同じ」を加え、同条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

第4条第3項第3号中「前項第3号」の次に「又は第4号」を加え、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 公安委員会等は、申請等を行う者が、第1項に掲げる事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

第10条中「手続等」を「申請等及び処分通知等」に改め、同条を第12条とする。

第9条を削り、第8条を第11条とし、第7条を第10条とし、第6条を第9条とする。

第5条第1項中「をいう」の次に「。次項、第3項、次条及び第8条において同じ」 を加え、「当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項 を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければ」を「 公安委員会等が定めるところにより、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって知事又は本部長が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続して行わなければ」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 公安委員会等は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。この場合において、公安委員会等は、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
- 3 公安委員会等は、第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行 うときは、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署 名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。
 - 第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく 不適当と認められる部分がある場合)

- 第5条 法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 申請等を行う者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が 認める場合
 - (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
 - (3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、前条第1項の規定による入力が困難である場合
 - (4) その他申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能 又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合
- 2 前項の場合において、申請等(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが 困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。)は、電子情報処理組織を使用して 申請等(当該部分を除く。)を行った日から1週間以内にしなければならない。 第6条の次に次の2条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

- 第7条 法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。
 - (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会等の定めるところにより行う届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第8条 第5条第1項第1号及び第2号の規定は、法第7条第5項に規定する処分通知 等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当 と認められる部分がある場合について準用する。この場合において、第5条第1項第 1号中「申請等を行う者」とあるのは「処分通知等を受ける者」と、同項第2号中「 申請等」とあるのは「処分通知等」と、「確認」とあるのは「交付」と読み替えるも のとする。

別表を削る。

(徳島県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 徳島県道路交通法施行細則(昭和47年徳島県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第11項中「しなければない」を「しなければならない」に改め、同項第3号中「、又は」を「又は」に改める。

第4条の2第6項中「別記様式第1号の7」を「別記様式第1号の5」に改め、同条第10項中「廃棄」の次に「(第7項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去)」を加え、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「当該駐車許可証」の次に「(前項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの)」を加え、「掲出」を「掲示」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 前項本文の規定による駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成する場合であって当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

第15条第4項中「別記様式第10号の3の」を「第17条の2に規定する」に改める。 別記様式第2号から別記様式第4号の2までの様式中「第8条」の次に「、第10条」 を加える。

別記様式第5号及び別記様式第6号を次のように改める。

安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

お届けします。

① 届出者の氏名又は法人の

安全運転管理者を選任、解任 名称及び代表者の氏名

住 所

					(1	電話)	
② 選任年月日	年 月 日	9			(ふりがた	な)				
3	(ふりがな)		名	称						
安全運転管理者		使	冶	か						
氏名										
4	生年月日大	用用								
	昭 年 月 日(歳)	/11		inget.						
資 格	(年齢)平		位	置						
	運転の管理経験 3	0								
要件	1 2 公安委員会 公安委員				1 官公署	署 2 公社	上公団等	3 農	業	
	2年以上 の教習修了者	1_			4 林業	5 漁業	6 鉱業	7 建	設業	\$
	で1年以上 会の認定	本	業種	見山	8 製造業	業 9 卸・	小売業	10 不	動産	<u> </u>
⑤	1 使用者 2 課長以上 3 係長		未但	ניס.	業 11	金融保険	業 12	運輸業		
職務上の地位	4 主任 5 その他 ()	拠			13 電気	ガス業	14 通信	業		
6	免許の種類	L			15 サー		16 その	他()
安全運転管理者	允 計 り 種 類	使用	10	乗		用貨	物	大小	大音	
が運転免許を持	免許年月日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の	自	大	中準普	大中	準 普	型型	型i	通 計
っている場合		本 - 拠	動		中	軽	中	特特	_ -	_
	 免許証等番号	に	車	型	型型通	型型型	型通	殊殊	輪車	输
	九 1 四 子 田 万	おけ	台							
7	日勤 隔日	る 自	数							
安全運転管理者	30 その他()	動	11)	夕		中準			普 /	1/
の勤務の態様	副 安 全 運 転 あり (名) なし	車台	運	討		型 中	通り	寺自	自	計
	管理者の有無	数	転	種			- = -	<u> </u>		
⑧	期間 勤務所名 職務上の 業務内容	運	者	另	1 種種	種種型	種種種	種二	<u> </u>	寺
安略 些	期的 期務別名 地位 未務內谷	転 - 者	数	/	/					
全歴 ・	•	数							\bot	
運理至・	•	12	解		任		年	月	日	
転に自・	•		管年		月 日		•			
管関至・	•		理氏		名					
生 ょ ロ	•		者		L		. 0 107	urely ~ ¬	<i></i>	
者 経 主 ・	•	運	解		任	1 死亡			妘任	:
	•	転	ب_		٠.	4 解任		5 減車	`	
) 至・	•		事		由	6 その	他()	

備考 安全運転管理者選任事業所は、徳島県警察ホームページに事業所名及び住所(字名まで)を登載します。

副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

副安全運転管理者を選任、解任 届出記載事項(①③⑤⑦⑨⑩⑪)を変更 したので お届けします。

① 届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名

住 所

							(電話				,)	
② 選任年月日	年	月	H	9		((ふりが	な)						
3	(ふりがな)					称								
副安全運転管理				使										
者氏名														
4	生年月日大			用用	位	置								
	昭	年 月	日 (歳)	/ 13										
資 格	(年齢)平				安全運	云管								
	1	2	3	0	理者の日	毛名								
要件	運転の管理	運転の経験	公安委員				1 官公	署 2	公社公	団等	3	業		
	経験1年以	期間3年以		本			4 林業	5 漁	業 6	鉱業	7 趸	[設]	業	
	上	上	会の認定		業種	見正	8 製造	業 9	卸•小	売業	10 才	「動」	産	
5	1 使用者 2	課長以上 3 位	系長		大 (至)	0.1	業 11	金融值	呆険業	12	運輸業	纟		
職務上の地位	4 主任 5 そ	の他 ()	拠			13 電気	〔ガス〕		通信				
6	 免許の種類						15 サー			その)	
副安全運転管理	70 III *> IE /A			使用	10	乗		用貨			大 小			
者が運転免許を	 免許年月日		.	の	自	大	中準普		中準		型型		通	計
持っている場合	20 H 71 H			本 拠	動		中	軽	中		特特		_	н
				にお	車	型 2	型型通	型	型型	通	殊殊	輪	輪	
	Juli Im (I m (J			け	台									
7	勤 務		i日	る自	数							Ш		
副安全運転管理		その他()	動	11)	免		中	準			普	小	
者の勤務の態様	他の副安全運転	あり (名) なし	車台	運	許		型	中一通	1	寺 自	自		計
	管理者の有無			数・	転	種		_ =	—	_ -	-			
8	期間 勤務所	名 職務上の	業務内容	運	者	別	1 種種	種種	型種	種 種	種二	-	特	
		地位		転者	数	/	/							
安略管	•			数	Ι.	_						Ш		
全歴理至・	•			12	解		任 月 日		4	丰	月	日		
運に自・転関至・	•				管年		Л Н							
,	•			副	11		名							
	•			女全	者解		任	1	死亡	2 退	歩 っ	転任	r.	
	•			至運	円牛		仕		死L 解任命		_{載 3} 5 減車		Ľ	
者 歴 目 ・ 至 ・				埋転	事		由) 似里			
主 *	*		<u> </u>	料公	尹	\IIV. ===	1 7 7 (1)		その他	(2. 7V. ±		2. 2	

備考 安全運転管理者選任事業所は、徳島県警察ホームページに事業所名及び住所(字名まで)を登載します。

別記様式第11号の3 (1枚目・表)を次のように改める。

運転免許(失効・取消)申請書・講習受講申出書

徳島県公安委員会 殿 申請日 年 月	日
--------------------	---

	フリガナ	電話 番号	暗	免許証	1	2	
ſ			証番				
	氏 名	生年 月日		マイナ			

現に有するもの	免許証	•	マイナ免許証
手続後に希望するもの	免許証	•	マイナ免許証
個人番号カードの効力	有効(まで)・ 失効
マイナ免許証の紛失	有	•	無

記	フリガナ				
記載変更	新氏名				
更(有・	新国籍 新本籍				
- 巢)	新住所				
確	認書類	住民票 ・ その他(個人番号カード	•	公共料金

(写真)

検査者

条件(付与·解除·変更)

■ #	艮┗	I						
		両	0.					
	朋	建鏡	・コンタクト					
		左	0.					
	喬正	右	0.					
		両	0.					
		左	度	深	1	mm	聴力	適・否
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		右	度	視	2	mm	運動	適・否
		計	度	力	3	mm	結果	合・不

	備考	□初	心標	識免除	:(準中	・普通	i) 🗆	高速	二人乗	り可	□自.	二1年	F以上	講習種別	□優良	□一般	□違反	□初回	□高齢	□特任
ſ	et il et ir	P	むを行	导ず	うつ	カッり	や	むを得	すず		一定	の取	消		□大型	□中型	! []準中型	□普通	□大特
	特失·特取 区 分		6月	以内		6	月超3	3年以P	勺		3年	以内]		口大自二	□普自]小特	□原付	口け引
ı	_ ~	1	2	А	3	4	5	6	В	7	8	9	С	申請しない	口大二	□中二	. [普二	□大特二	口け引二
	em I decemb		断書		□領	収書		口パ	スポー	F		在所	証明	免許の種類	上記のレ	印の免許は	申請しま	せん。		
	理由証明														氏	:名				

別記様式第13号の2の2を次のように改める。

診	宏:	結り	見に	₹.	1	聿
1/2	デル カスティスティス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイ	ロフ	ヘル	# 1	ш	Ħ

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6第1項の規定により届け出ます。

届出医師 住 所 医療機関名 氏 名

対	住	所							
	フリガ	ナ	 		 	 			
象	氏	名					男	•	女
者	生年月	日		年	月	日生	(歳)
病	Ź	名							
症)	伏							
参	考事:	項							

別記様式第15号の9を次のように改める。

指定自動車教習所職員講習受講申出書													
										年	月	目	
	徳』	高県2	公安才	美員会	殿								
							受講者	住	名名)	
Î	道路交通法第108条の2第1項第9号に規定する指定自動車教習所の職員に対する 講習を、下記のとおり受講します。												
講	習	期	日		年	月	日~	年	月	日			
講	習	時	間					時間					
講	習	場	所										
手	数	料	橌										

別記様式第15号の11(1枚目)を次のように改める。

(1枚目)

運転免許証等更新申請書 • 更新時講習受講申出書

徳島県公安委員会	殿	申請日

フリガナ		生年 月日	電話	
氏 名		暗証	免許証 ① ②	
Х 4	番号	マイナ		
	記	フリガナ		
	載変更	新氏名		
		新国籍 新本籍		
	無)	新住所		
	確			

現に有するもの	免許証 ・ マイナ免許証					
有効期間を更新するもの	免許証 · 免許情報記録					
手続後に希望するもの	免許証 ・ マイナ免許証					
個人番号カードの効力	有効 (まで)・失効					
マイナ免許証の紛失	有・無					
経由地での免許情報書換	有 · 無					
経由地への免許証返納	有 · 無					

(写真)

	適	性検査	条件(付与・解除・変更)								
裸眼	左	0.									
	右	0.									
III.	両	0.									
眼鏡 ・ コンタクト											
	左	0.									
矯正	右	0.									
-	両	0.									
視野	左	度									
	右	度									
	計	度									
深視力	1	mm	聴力	適	•	否	桙				
	2	mm	運動	適	٠	否	検査			確	
	3	mm	結果	合	•	不	者			認	

別記様式第17号(1枚目)を次のように改める。

運転経歴証明書交付等申請書 兼運転経歴証明書返納届兼運転経歴情報抹消届

徳島県公安委員会 殿 申請日

フリガナ			1	
氏 名		ĺ	電話番号	
住 所		2	生年月日	
		→ 11 ±i.L	. 1	
	記	フリガナ		
	載	立にて、ク		
	記載変更	新氏名		
	更			
		新生年月日	1	
	有			
	• fore			
	無	新住所		
)	,///		
	硝	€認書類	住民票その他(・ 個人番号カード ・ 公共料金)

現に有するもの	免許証 ・ マイナ免許証
死に有するもの	経歴証明書 ・ マイナ経歴
手続後に希望するもの	なし・経歴証明書・マイナ経歴
個人番号カードの効力	有効(まで)・失効

(写真)

_		
<u>[</u>		
•		

取消年月日	年	月	日
交付年月日	年	月	Ħ
受付場所			
		確認	

別記様式第18号を次のように改める。

運転経歴証明書記載事項変更届出書兼運転経歴情報変更届出書

徳島	場県公	公安委員	会 殿				届出日			年	月	月
								=				
	フリ	ガナ					生年	月日				
,	届出す	者氏名						番号				
		フリガナ										
新	新	氏 名										
変更した事項		住 所										
た事	旧	フリガナ										
項		氏 名										
		住 所										
※太	枠内	のみ記載										
					поличин поличи							
						主	民票 □個 の他(人番号2	カード □2 	公共料金)
						照会番号				受付場所		$\rfloor \bar{\rceil}$

別記様式第19号(1枚目・表)を次のように改める。

運転経歴証明書再交付申請書

徳島県公安委員会 殿	申請日	年	月	日

フリガナ	生年月日	
氏 名	電話番号	
住 所	再交付理由	

記	フリガナ	
記載変更	新氏名	
更 (有	新生年月日	
·無)	新住所	
硝	全認書類	住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他(

(写真)

取得年月日		年	Ē	月	日
交付年月日		年	Ē	月	目
受付場所					
			確認	3	

(指定講習機関の指定等に関する規則の一部改正)

第3条 指定講習機関の指定等に関する規則(平成2年徳島県公安委員会規則第4号)の 一部を次のように改正する。

別記様式第5号を次のように改める。

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

名 称

代表者

所在地

公示事項等変更届出書

指定講習機関に関する規則第4条 第1項 の規定により公示事項等の変更の届出を 第3項

します。

記

- 1 業務を行っている事務所の名称
- 2 業務を行っている事務所の所在地
- 3 変更後の書類(書類の内容)
- 4 変更後の事項(書類の内容)
- 5 変更日

(道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則の一部改正)

第4条 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則(平成6年徳島県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

本則の表規則第5条及び第17条の項中「第5条及び第17条」を「第5条第1項(規則第17条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改め、同項の次に次のように加える。

規則第5条第2項(規 則第17条第1項におい て準用する場合を含む	書面	別記様式第1号の2
。)		

本則の表規則第6条第1項の項中「第6条第1項」の次に「(規則第17条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同項の次に次のように加える。

て準用する場合を含む

別記様式第1号を次のように改める。

1	大 理 人 資	格証明	書	
			年	月 日
	殿			
		住所		
		氏 名		
意見の聴取 通知書 弁 明	(年月日	付け第	号) により迫	通知のあった
意見の聴取につかり ほう おりの機会の付与	oいては、下記の)者を代理人	として選任し、	私のために
意 見 の 聴 取 に 身 明	見する一切の行為	きをすること	を委任します。	
	â	1		
意見の聴取 年月日 弁 明				
代 理 人 氏 名				
代理人住所				
当事者との関係				

別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

代理人資格喪失届出	書			
殿		年	月	日
住 所 氏 名				
意見の聴取 通知書 (年 月 日付け第 弁 明 意 見 の 聴 取 については、下記の者が代理人の				
弁明の機会の付与ます。				
記 				
意見の聴取 年月日 弁 明				
代理人氏名				
代理人住所				

別記様式第2号を次のように改める。

神	首佐 人	出頭許	可申請	書			
	殿				年	月	日
			所 名				
新明 意見の聴取 につ		月 日付下記の補					
弁明の機会の付与ます。		記					
意見の聴取 年月日 弁 明							
補佐人氏名							
補佐人住所							
当事者又はその代理人との関係							
補佐する事項							

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

			第		号
i	甫 佐 人	出頭	許可書		
	殿			年 月	日
年 月 意 見 の 聴 取 弁明の機会の付与		=請のあっ	た下記補佐人	において行 の出頭を許可	
		記			
補佐人氏名					
補佐人住所					

別記様式第4号及び別記様式第5号を次のように改める。

	意見の聴 弁 明 殿	恵取期日 日 時		変更申出	書	年	月	Ħ
			住氏	所 名				
新 明 音 目 の 聴 取				け第				
京 元 の 城 取 弁明の機会の付与 意見聴取の期日・場 弁 明 日 時 ・ 場	·所 の変]	ては、下記 更を申し		おりやむる -。	を得な	い理由が	がある。	ので、
変更前の期日(日野 及び場所	寺)							
希望する期日(日日 及び場所	寺)							
理	Ħ							

第	号
=	
71.7	$\overline{}$

意見の聴取期日・場所 弁 明 日 時・場所

年 月 日

殿

年 月 日に

において行うこととしていた

意見の聴取期日・場所 を下記のとおり変更したので通知します。 弁明日時・場所

記

	変更前	変更後
意見の聴取の期日 弁 明 の 日 時		
意見の聴取の場所 弁 明 の 場 所		

(取消処分者講習の実施に関する規則の一部改正)

第5条 取消処分者講習の実施に関する規則(平成15年徳島県公安委員会規則第7号)の 一部を次のように改正する。

別記様式第1号(表面)を次のように改める。

取消処分者講習指定書

年 月 日

様

徳島県公安委員会

あなたの講習は次のとおりです。携行品を忘れずに時間までに出席してください。

S	H 1010 ()	- 7 0 991	, pp ()	2.1,0 / 1	- 11110		, , , ,	,			
	本籍 (国籍)										
	住 所										
講習申請者	フリガナ										
	氏 名										
	年 齢			年		月	日	生(歳)	
	電話番号										
	処 分 種 別		取消		拒	否		運転禁止	:		
処 分	処分年月日			年		月	F	3			
	欠 格 期 間		1年	$2^{\frac{1}{4}}$	丰	3年	4年	5年	Ē		
講習日時	1日目	年	月	日	午前	時から	う午後	時ま	で		
	2日目	年	月	日	午前	時から	う午後	時ま	で		
	1 徳島県警察	《本部運転	免許課								
講習場所											
HT	2 (指定講習	習機関の名	称、住居	所及び電	 [話番号	身を記載 つ	する。)				
講習区分	节	通自動車		自動二	二輪車	原	原動機付	自転車			
携 行 品	裏面記載のと	こおり									
備考								仮免許 の有無	有	• #	#
					扱	置	1	扱 者			

備考 処分種別、欠格期間、講習場所及び講習区分欄は、該当箇所を○で囲むこと。

別記様式第2号を次のように改める。

				取消処分	含講習	受講申出書	<u>+</u>			
	(講習を	行う機関	名)	殿			年		月	日
				申出	l者 住 氏	所 名				
受	フ 氏	リ ガ	ナ 名			生年 月日		年	月	日生
講者	本籍	(国籍	;)							
II	住		所							
講	習	区	分	中	通	<u>_</u>	输	原付	•	
仮	免 許	の有	無		有	•	無			
*	講	習首	日		年	月	日			
*	講	習場	所							
手	数	料	欄							

備考 ※印欄は、申出者は記入しないでください。

(運転免許取得者等教育の認定制度に関する規則の一部改正)

第6条 運転免許取得者等教育の認定制度に関する規則(令和4年徳島県公安委員会規則 第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号及び別記様式第6号を次のように改める。

徳島県公安委員会 殿

住所

届出者

氏名

運転免許取得者等教育申請事項変更届出書

規則第5条第1項第1号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条第1項の規定により、規則第5条第1項第2号 規則第5条第1項第5号

に掲げる事項について、下記により変更したいので届出します。

施設の名称	
施設の所在地	
変 更 す る記 載 事 項	
変 更 後 の記 載 事 項	
変 更 日	
備考	

備考 変更の15日前に届出すること。

	運転免許取得者等教育	「認定添付書類変	変更届出書	基		
				年	月	日
徳島県公安委	員 会 殿					
			住所			
		届出者	氏名			
運転免許取得者等 したいので届出しま	教育の認定に関する規則第 す。	7条第3項の規定	により、T	下記事項	につい	て変更
施設の名称						
施設の所在地						
変更する 添付書類の内容						
変 更 後 の 添付書類の内容						
W. 13 E W. S. 13 H						
変更日						
備考						

備考 変更の都度届出すること。

(運転免許取得者等検査の認定制度に関する規則の一部改正)

第7条 運転免許取得者等検査の認定制度に関する規則(令和4年徳島県公安委員会規則 第10号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「第4条第1項第4号」を「規則第4条第 項第4号」に、「第1 条第1号」を「第1条第 号」に改める。

別記様式第5号及び別記様式第6号を次のように改める。

徳島県公安委員会 殿

氏 名

届出者

住 所

運転免許取得者等検査申請事項変更届出書

規則第6条第1項第1号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第1項の規定により、規則第6条第1項第2号 規則第6条第1項第5号

に掲げる事項について、下記により変更したいので届出します。

施設の名称	
施設の所在地	
変 更 す る記 載 事 項	
変 更 後 の記 載 事 項	
変 更 日	
備考	

備考 変更の15日前に届出すること。

	運転免許取得者等検査認定添付書類変更届出書
	年 月 日
徳島県公安委	
	住所
	届出者 氏名
 	等検査の認定に関する規則第8条第3項の規定により、下記事項について変更
したいので届出しま	
施設の名称	
施設の所在地	
変 更 す る 添付書類の内容	
変更後の	
添付書類の内容	
変更日	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 施行日において現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前のそれぞれ の規則に定める様式による申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定め る相当様式による申請書等とみなす。
- 3 第1条の規定による改正後の徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信 の技術の利用に関する規則第5条第2項の規定は、同項に規定する日が施行日以降であ る申請等について適用する。

徳島県警察本部告示第1号

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の施行に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年11月21日

徳島県警察本部長 児 玉 誠 司

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 の施行に関する規程の一部を改正する告示

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の施 行に関する規程(令和3年徳島県警察本部告示第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第12条」に、「手続等を」を「申請等及び処分通知等を」に改める。

第2条の見出し中「電子計算機」を「申請等を行う者の使用に係る電子計算機」に改め ,同条中「者」の次に「の使用」を,「技術的基準は,」の次に「同項に規定する」を加 える。

第3条から第5条までを次のように改める。

(電磁的記録の作成に係る記録)

第3条 規則第4条第1項の申請等を行う者が同項の規定により申請等を書面等により行うときに法令等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

(申請等を行った者を確認するための措置)

第4条 規則第4条第2項に規定する公安委員会等が別に定める方法により措置を講ずる場合は、公安委員会等が指定する申請等ごとに、公安委員会等により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ公安委員会等が指定する措置を講ずる場合とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合における書面等提出時の措置)

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる場合において、申請等を行う者は、書面等(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に係るものに限る。)を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

第5条の次に次の2条を加える。

(処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準)

第6条 規則第6条第1項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同項に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(処分通知等を受ける旨の届出の方法)

第7条 規則第7条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等 を受けることを希望する旨は、規則第4条第1項に規定する方法によって公安委員会等 に届け出るものとする。

附則

この告示は、令和7年12月1日から施行する。